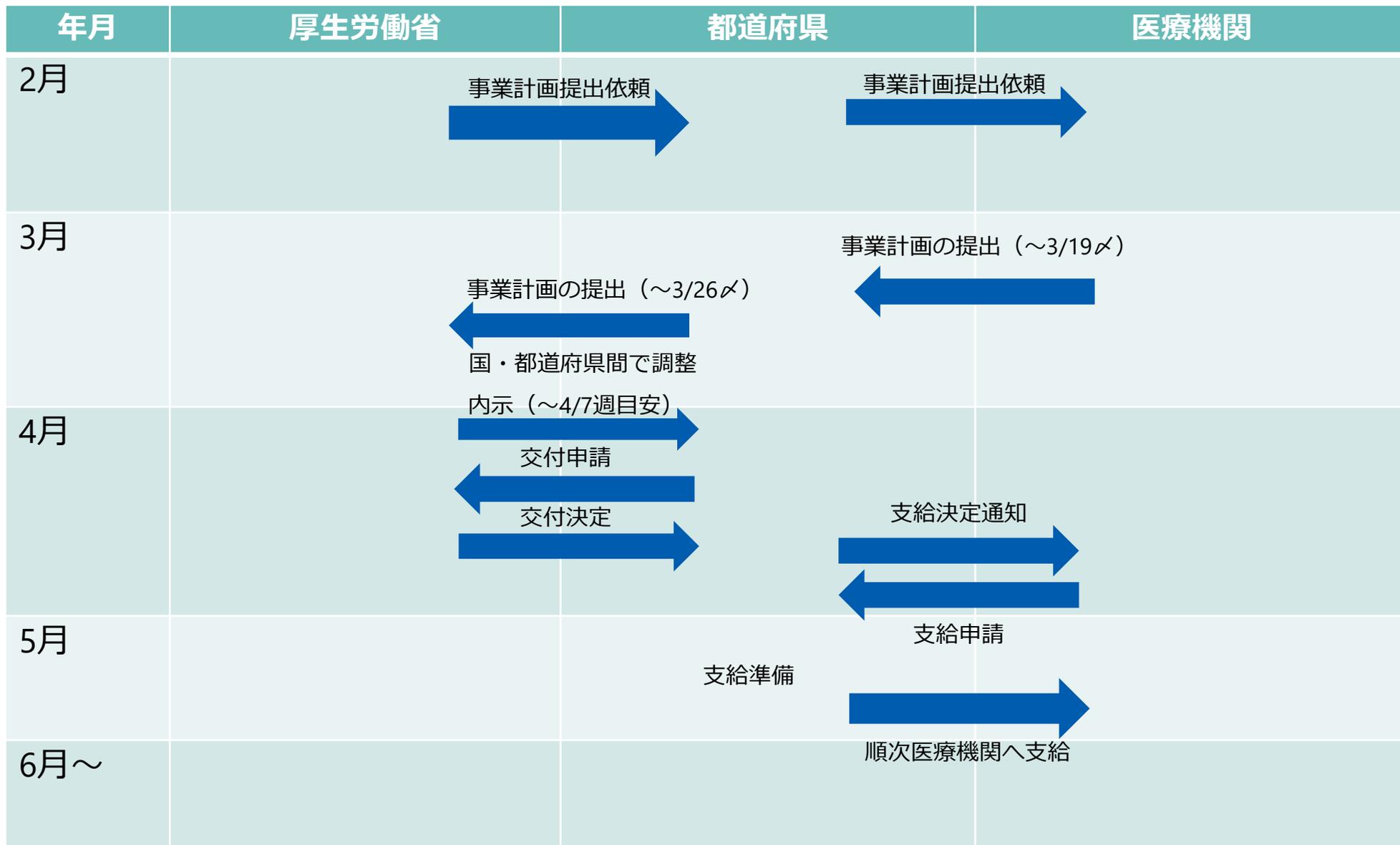


# 支給までのスケジュール（案） ※都道府県によって事業開始時期は異なります。



※交付申請以降は、都道府県毎に予算措置の状況が異なることから、予算措置がある都道府県から実施していく

# 施設整備促進支援事業における事業計画の提出について（活用意向調査）

## 送付文

施設整備促進支援事業（医療施設等経営強化緊急支援事業）について、ご連絡いたします。

本事業は、令和6年4月1日から令和8年3月末までの間に国庫補助事業の交付対象となる施設整備に係る契約を締結している医療機関に対して、施設整備を進めるために支援するものです。

本事業の補助（給付）を受ける場合には、事業計画の提出が必要となります。

都道府県におかれましては、医療機関へ事業計画の提出依頼をいただき、以下のとおりご対応をお願いします。

## ○作業【提出】

別添をとりまとめの上、3月26日（水）までに厚労省宛に報告をお願いします。

医療機関へ依頼をする際には、別添参考資料を活用してください。

**※事業計画の提出がない場合は給付対象外となります。**

また、本件につきましては、詳細なQ Aの発出などについても準備を進めておりますので、詳細が決まりましたら追ってご連絡させていただきます。

# 人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ (医療需要等の変化を踏まえた医療機関に対する支援)

## 事業目的

現下の物価高騰を含む経済状況の変化により、地域医療構想の推進や救急医療・周産期医療体制の確保のための施設整備等が困難となっている医療機関に対して、その支援を行う。

## 事業概要

現下の物価高騰を含む経済状況の変化により施設整備等が困難な病院等への支援

(概要) 整備計画を進めており、国庫補助事業の交付対象となる医療機関等を対象として、施設整備を進めるために必要な給付金を支給する。

(交付額)  $(\text{市場価格} - \text{補助事業単価}) \times \text{整備面積 (基準面積)} \times \text{国負担分相当}$

## 支給対象

- 令和6年4月1日から令和8年3月末までの間に国庫補助事業の交付対象となる施設整備に係る契約を締結している医療機関等であること

※提出のあった事業計画を踏まえて、**予算の範囲内**で国から都道府県に配分を行う

